

## 二次廃棄物等（低濃度）の搬出について

東京事業所では、前回の委員会で報告した内容に沿って二次廃棄物等（低濃度）の搬出を開始した。開始に際して行った調整事項及び、搬出実績について報告する。

### １．搬出の手続き

#### （１）関係者との調整（誓約書の提出）

地元自治体と締結している（安全性と環境保全の確保に関する）協定書を補足し、事業実施に向けた当社の姿勢を示す「誓約書」を、地元自治体である東京都と江東区へ提出した。（別紙参照）

#### （２）搬出開始日

平成 25 年 8 月 9 日（金）

### ２．二次廃棄物等（低濃度）の搬出実績

開始以降の二次廃棄物等の搬出状況は、以下のとおりである。

| 月・日 |             | 搬 出 先      | 種 別         | 数 量     |
|-----|-------------|------------|-------------|---------|
| 8 月 | 9 日         | (株) クレハ環境  | 運転廃棄物（保護具類） | 5.0 トン  |
|     | 10 日        | (株) 富山環境整備 | 運転廃棄物（活性炭）  | 7.5 トン  |
|     | 23 日        | (株) 富山環境整備 | 運転廃棄物（活性炭）  | 7.5 トン  |
|     | 計（車両数： 3 台） |            |             | 20.0 トン |
| 9 月 | 6 日         | (株) クレハ環境  | 運転廃棄物（保護具類） | 5.0 トン  |
|     | 7 日         | (株) 富山環境整備 | 運転廃棄物（活性炭）  | 7.5 トン  |
|     | 21 日        | (株) 富山環境整備 | 運転廃棄物（活性炭）  | 7.5 トン  |
|     | 27 日        | (株) クレハ環境  | 処理物（木・紙等）   | 5.2 トン  |
|     | 計（車両数： 4 台） |            |             | 25.2 トン |

※ (株)富山環境整備に搬出した運転廃棄物（活性炭）は保管物、(株)クレハ環境に搬出した運転廃棄物（保護具類）及び処理物（木・紙等）は運転に伴う発生物である。



図 二次廃棄物（低濃度）の搬出状況

平成25年7月30日

東京都環境局長 殿  
江 東 区 長 殿

東京都港区芝一丁目7番17号

日本環境安全事業株式会社

代表取締役社長 矢尾板 康夫



東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業における二次廃棄物等の払出しについての誓約書

日本環境安全事業株式会社 東京事業所は、この度、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業での高濃度PCB廃棄物の処理に伴い発生する二次廃棄物等を外部に払い出す必要が生じましたが、この払出しにおいては、安全性と環境保全を確保しつつ、下記のとおり実施することを誓約いたします。

## 記

- 1 本誓約書における「二次廃棄物等の払出し」とは、東京ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書の第9条に規定する東京事業に伴い発生する廃棄物のうち、次に掲げる低濃度PCB廃棄物（PCB濃度が5,000 mg/kg以下のもの）の処理を、無害化処理認定者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の4の4第1項の規定に基づき環境大臣の認定を受けた者をいう。以下同じ。）に対して、委託することをいいます。
  - (1) PCBを処理する過程でPCBが付着した廃棄物（作業者の保護具、廃棄処理で用いられた活性炭など）で、PCB濃度が5,000 mg/kg以下のもの
  - (2) トランス、コンデンサ等の内部に使用されていた、紙、木など、PCBが染み込んでいるもので、洗浄等の処理によりPCB濃度が5,000 mg/kg以下となったもの
- 2 二次廃棄物等の収集・運搬に際しては、次のとおり実施いたします。
  - (1) あらかじめ二次廃棄物等のPCB濃度の測定を行い、PCB濃度が5,000mg/kg以下の低濃度であることを確認いたします。
  - (2) 国が定める低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインを順守いたします。
  - (3) 運搬途中に二次廃棄物等が漏出しないよう密閉容器等に入れ、さらに安全に運搬するために運搬車両に必要な養生を行います。
- 3 二次廃棄物等を無害化処理認定者の施設へ運搬する運搬事業者に対して、次の事項を順守させます。
  - (1) あらかじめ運搬計画書を作成・提出させます。
  - (2) 国が定める「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を順守させます。
  - (3) 運搬ルートについては、最寄のインターチェンジから首都高速道路を使用させます。
- 4 二次廃棄物等の払出しについて、あらかじめ次の事項を東京都殿及び江東区殿に届けるものといたします。
  - (1) 二次廃棄物等の処理の委託先
  - (2) 委託処理する二次廃棄物等の種類
- 5 東京都殿及び江東区殿への月次報告において、二次廃棄物等の処理の状況を報告いたします。また、環境安全委員会においても、二次廃棄物等の処理の状況を定期的に報告いたします。

